

平成 28 年第 2 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 28 年 11 月 18 日 開会

平成 28 年 11 月 18 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(11 月 18 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会副議長の選挙	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	5
○一般質問	5
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 10 号の上程、説明、採決、討論、採決	17
○議案第 11 号の上程、説明、採決、討論、採決	18
○議決事件の条項、字句等の整理	20
○閉会	20
○会議録署名	21

平成 28 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 11 号

平成 28 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 11 月 11 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 内藤 久夫

- 1 期日 平成 28 年 11 月 18 日(金)午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 2 階 研修室 1・2

【応招・不応招議員】

応招議員(23 名)

1 番 荻原隆宏 君	3 番 谷垣喜一 君	4 番 吉田昭男 君
5 番 奥脇一夫 君	6 番 高添秀明 君	7 番 名取常雄 君
8 番 岡野 淳 君	9 番 樋泉明広 君	10 番 武川則幸 君
12 番 川口信子 君	13 番 田中輝美 君	14 番 内藤 優 君
16 番 河井 淳 君	17 番 望月藤一 君	18 番 秋山 勇 君
20 番 佐藤一仁 君	21 番 藤江雅江 君	22 番 後藤和雄 君
23 番 高村富三人 君	24 番 渡邊政司 君	25 番 高山泰治 君
26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君	

不応招議員(4 名)

2 番 奥脇和一 君	11 番 久嶋成美 君	15 番 近藤文男 君
19 番 中澤康夫 君		

平成 28 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 28 年 11 月 18 日(金)午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について

日程第 5 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 6 一般質問

日程第 7 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号))

日程第 8 認定第 1 号 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 2 号 平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 10 号 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 11 議案第 11 号 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 11 まで議事日程に同じ

出席議員(23 名)

1 番 荻原隆宏 君	3 番 谷垣喜一 君	4 番 吉田昭男 君
5 番 奥脇一夫 君	6 番 高添秀明 君	7 番 名取常雄 君
8 番 岡野 淳 君	9 番 樋泉明広 君	10 番 武川則幸 君
12 番 川口信子 君	13 番 田中輝美 君	14 番 内藤 優 君
16 番 河井 淳 君	17 番 望月藤一 君	18 番 秋山 勇 君
20 番 佐藤一仁 君	21 番 藤江雅江 君	22 番 後藤和雄 君
23 番 高村富三人 君	24 番 渡邊政司 君	25 番 高山泰治 君
26 番 加藤和秀幸 君	27 番 白木昭一 君	

欠席議員(4 名)

2 番 奥脇和一 君	11 番 久嶋成美 君	15 番 近藤文男 君
19 番 中澤康夫 君		

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 内藤久夫 君 監査委員 望月敏明 君 事務局長 坂本敏己 君
事務局次長 飯室隆人 君 業務課長 鈴木享 君 会計管理者 渡辺小一 君
業務課資格管理担当リーダー 清水剛 君 業務課庶務担当リーダー 渡辺光夫 君
業務課給付担当リーダー 長倉直樹 君

事務局職員出席者

書記長 金子智奈美 書記 西野早紀 書記 岩田茂樹

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(谷垣喜一君) ただいまから、平成 28 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 23 人です。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(谷垣喜一君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。2 番奥脇和一君、11 番久嶋成美君、15 番近藤文男君、19 番中澤康夫君より欠席の届けがありました。次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(谷垣喜一君) ここで、内藤広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 内藤広域連合長。
○広域連合長(内藤久夫君) 皆さん、こんにちは。議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月に施行以来、9 年目を迎えました。発足当初 10 万 7,000 人余りでありました当広域連合の被保険者数は、平成 28 年 3 月末現在 12 万人余りと、発足当初に比べ 12.3%増えています。これに伴い、医療費も年々増加しております。こうした状況の中、国におきましても、さらに加速して進む少子高齢化や医療費の増加に対応し、制度を持続可能なものとしていくために、様々な改革が進められているところでございます。当広域連合におきましても、医療費の適正化、健全な財政運営等の取り組みを進めてまいりましたが、今後も被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、各市町村と緊密に連携・協力しながら、制度の円滑な運営に最大限の努力をしまっている所存でございます。

さて、今議会では、補正予算の専決処分についての承認案、平成 27 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定案、また、平成 28 年度一般会計及び特別会計の補正予算案について提案させていただきます。

後ほど担当者から、それぞれの案件につきまして詳細な説明を申し上げますが、何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第 1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました 8 名の議員について、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、6 番葦崎市選出高添秀明君、8 番北杜市選出岡野淳君、9 番甲斐市選出樋泉明広君、10 番笛吹市選出武川則幸君、16 番身延町選出河井淳君、17 番南部町選出望月藤一君、20 番道志村選出佐藤一仁君、22 番忍野村選出後藤和雄君の議席を指定いたします。よろしくお願ひいたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、8 番岡野淳君、24 番渡邊政司君を指名します。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 3「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について」を議題といたします。選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、副議長選挙の方法は、指名推選といたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、河井淳君を指名いたします。

ただいま、指名いたしました河井淳君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、よって、河井淳君が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選いたしました。河井淳君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました河井淳君より、あいさつをお願いいたします。

○副議長(河井淳君) 皆様こんにちは。就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の推挙をいただきました、身延町の河井でございます。県内 27 全市町村からなる、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の要職に就任をさせていただきました。大変緊張しながら職責を痛感いたしているところでございます。議長の補佐役として、議会が円満、円滑に運営されますよう、誠心誠意、努力する所存であります。

広域連合長をはじめ、議員の皆様方におかれましては、何卒今後よろしくご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げまして、大変簡単でございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。よろしくお祈りを申し上げます。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第 4 条の規定により、議長において指名いたします。6 番高添秀明君、9 番樋泉明広君、14 番内藤優君、20 番佐藤一仁君の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました。高添秀明君、樋泉明広君、内藤優君、佐藤一仁君を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました。高添秀明君、樋泉明広君、内藤優君、佐藤一仁君を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第 6 一般質問】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第 6「一般質問」を行います。議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め 30 分以内といたします。また、関連質問は認めません。

12 番川口信子議員から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 川口信子議員。

○12 番川口信子君 甲州市の川口信子です。一般質問させていただきます。

後期高齢者医療制度における保険料の軽減特例について、質問いたします。後期高齢者医療制度は発足より 8 年目に入っております。全国での後期高齢者の平均年収は 127 万円、基礎年金満額の 80 万円以下が全体の 4 割を占め、さらにその半数近くは 50 万円以下で、月々にすると 5 万円にも満たない年金生活をしております。

県内での生活保護受給者のうち、65 歳以上の受給世帯は 56.6%と、初めて 50%を超えております。

県内の後期高齢者医療制度での保険料をめぐる現状について、伺いたいと思います。

さらに、国は後期高齢者医療制度で、被保険者の負担軽減のための軽減特例措置について、2017 年度から段階的に保険料を引き上げる方向で検討に入り、2019 年度からは廃止の方向だとされております。

昨日 17 日、財政制度等審議会は 2017 年度予算編成に関する建議を財務省に提出いたしましたけれども、その中で後期高齢者医療制度で低所得者の保険料を軽減している特例の廃止を建議に盛り込んだとし、実施されれば最大で 75 歳以上の 6 割に当たる 916 万人に影響すると新聞でも報じております。軽減特例措置が廃止された場合、保険料負

担は約 5 倍に増えると言われております。

この動きに先立って 2013 年 12 月、厚生労働省高齢者医療課長は、「これからは、高齢者にどんどん負担を求める時代だ。先の短い高齢者に基金を取り崩して、保険料を下げるような優遇はすべきでない」と言っております。

今年 6 月に全国後期高齢者医療広域連合協議会は国に対して、「低所得者に対する保険料軽減措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること」等の要望書を提出しています。

そこで、保険料の軽減特例の現状と、もし廃止になった場合に、被保険者に与える影響について伺いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) 川口議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目「後期高齢者医療制度における、山梨県内の保険料をめぐる現状」でございますが、山梨県の平成 28 年 4 月の総人口は、83 万 49 人で、その内の 28.7%に当たる 23 万 8,459 人が 65 歳以上で、さらに、その 50.6%に当たる 12 万 638 人が 75 歳以上の高齢者となっております。

さらに、団塊の世代が 75 歳以上となるピーク時の 2030 年の推計総人口は 74 万 1,077 人で、そのうちの 34.3%に当たる 25 万 4,628 人が 65 歳以上、さらに、その 61.2%に当たる 15 万 6,057 人が 75 歳以上となり、人口の 5 人に 1 人が後期高齢者となる等、今後、社会は高齢化を超えた、後期高齢化社会へ進んでいくと予測されております。

県内における後期高齢者医療の保険料は、被保険者の医療給付等に必要な財源のうち、約 1 割を被保険者全員が負担をする均等割と、所得に応じて負担をする所得割の合計で構成され、他 4 割を若い世代の支援金と残りの 5 割を国、県、構成市町村の負担金で賄っております。

また、保険料は財政の均衡が保てるよう 2 年ごとに見直しを行うと同時に、県内全域均一賦課が基本となっており、平成 20 年度の制度発足以降、第 5 期の運用期間となる平成 28 年度から 29 年度の保険料は、第 4 期から据え置いた均等割年額 4 万 490 円、所得割率 7.86%で、一人当たりの平均保険料は月額 4,069 円となり、47 都道府県中 40 位と、全国でも極めて低い保険料となっております。

なお、平成 27 年度の所得区分別の状況では、現役並み及び一般と言われる、年金収入等が多い被保険者は、全体の 59.7%となっておりますが一方で、単身世帯で年金収入が年 80 万円以下の被保険者は、20.9%に当たる 2 万 5,254 人、80 万円以上で 168 万円以下の被保険者は、18.7%に当たる 2 万 2,518 人となり、合わせて 4 万 7,772 人の全体の約 40%が、現行、国が運用する「低所得者に対する保険料軽減特例」により保険料の最大 9 割を軽減する被保険者となっております。

次に、2 点目の「軽減特例の現状と、廃止になった場合の被保険者への影響」についてでございますが、現在、所得が低い被保険者につきましては、均等割の 7 割軽減に該当する被保険者に対して、9 割もしくは 8.5 割に軽減すること、所得割を 5 割に軽減すること、また、被用者保険加入者の扶養になっていた被保険者の保険料については、激変緩和措置として、2 年間均等割を 5 割軽減すると規定されているところ、特例により無期限で 9 割に減額すること等の配慮の行き届いた軽減措置を行っております。

しかしながら、制度を支える現役世代との公平性をより高めるため、高齢者にも相応の負担を求める意味合い等から見直しの検討がされておりましたが、厚生労働省は本年 9 月 29 日に開催された社会保障審議会の医療保険部会で「激変緩和措置を設けつつ、原則的に法令上の本則に戻していくべきではないか」と、提案をしたところであります。

平成 27 年 1 月に、政府の社会保障制度改革推進部が決定をした医療保険制度改革骨

子では、平成 29 年度から原則、本来の規定通りにするとしているところがございますが、急激な負担増となる被保険者につきましては、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとしております。激変緩和措置の具体的内容につきましては、現在審議が継続中であり、本年度内には方向性が示されることとなっております。

現行の軽減特例が仮に廃止となった場合、その影響を受けるのは、全国の 75 歳以上の高齢者のうち低所得者の約 747 万人と、74 歳まで会社員等に扶養されていた約 169 万人で、扶養家族だった方の場合、特例の廃止により全国平均で、月額 380 円の保険料が最大 1,890 円と 5 倍になる見込みであります。

一方、県内では被保険者 12 万 2,516 人のうち、世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額の合計が 33 万円以下の低所得者、一般被保険者 4 万 5,923 人及び 74 歳までの会社員に扶養されていた方、1 万 7,929 人が影響を受けるものと思われま。

また、均等割 9 割軽減を受けている方は、2 万 4,023 人で全体の 19.6%に当たり、保険料の月額は 340 円、8.5 割軽減を受けている方は、2 万 1,900 人で全体の 17.9%に当たり、保険料の月額は 510 円となり、軽減特例を廃止することにより、それぞれ 1,020 円と約 3 倍になる見込みであります。さらに、所得割軽減を受けている方は、1 万 3,154 人で、全体の 10.7%となっており、このうち元被扶養者で保険料が月額 340 円の方は、特例の廃止により、最大で 1,690 円と約 5 倍になる見込みであります。

なお、本広域連合における平成 28 年度の保険料軽減特例の対象被保険者は、7 月 1 日の本算定時で 7 万 7,006 人、軽減額は 6 億 8,623 万 9,262 円となっており、これは全額、国の臨時特例交付金で補填されることとなっております。以上でございます。

●議長(谷垣喜一君) 川口議員、よろしいですか。

○12 番川口信子君 今、数字的な事も色々伺いましたけれども、やはり全国的にも、もちろんそうですし、山梨県でも 3 倍から 5 倍の保険料アップという話でした。後期高齢者医療制度というのは、低所得者への保険料軽減措置加えて、特例軽減制度を導入したにも関わらず、保険料が払えないで短期保険証の交付がされているという実態があるわけですね。さらに、医旅費の負担も 1 割から 2 割にしようとする動きもあるわけですね。高齢になって安心して医療が受けられない方向へと、改悪がどんどん行われようとしていると思います。悪循環を解消する、安心して医療が受けられる為には、この制度自体が最初から矛盾を孕んでいるということで、制度を廃止する、元の制度にするしかないと思います。以上で、一般質問を終わります。

●議長(谷垣喜一君) 以上で、一般質問を終わります。ここで、暫時休憩いたします。開会は午後 3 時 10 分を予定いたします。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時 10 分

【日程第 7 承認第 1 号】

●議長(谷垣喜一君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第 7 承認第 1 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)）」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、承認第 1 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)」につきまして、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明させていただきます。

議案書の 1 ページをご覧ください。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「平成

27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を専決処分させていただきましたので、ご報告とご承認のお願いをします。

専決処分の内容でございますが、平成 27 年度の高額療養費が不足したための補正であります。歳入歳出の総額の増減は行わずに、歳出予算の組み換えのみを行います。

本補正予算は、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的暇がございませんでしたので、専決処分とさせていただきました。何卒、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、概要を申し上げますが、具体的な内容につきましては、鈴木業務課長より説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

資料 1「平成 27 年度補正予算説明書」の 4 ページ、5 ページをご覧ください。

2 款「保険給付費」1 項「療養諸費」1 目「療養給付費」の 5,967 万 5 千円の減額は、同じく 2 款「保険給付費」2 項「高額療養諸費」1 目「高額療養費」に充てるためであります。これは各医療機関等へ支払う高額療養費を精査したところ、C 型肝炎治療新薬の薬価収載により調剤金額が増えた為、5,967 万 5 千円の不足が生じたため増額するものであります。

以上が、平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第 1 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号))」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員でございます。

よって承認第 1 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第 8 認定第 1 号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第 8 認定第 1 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第 9 認定第 2 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から認定第 1 号及び第 2 号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 監査委員、望月敏明君。

○監査委員(望月敏明君) 監査委員の望月でございます。朗読をもちまして、報告並びに意見といたします。

平成 27 年度決算審査の結果について報告を致します。審査は、平成 28 年 8 月 23 日午前 9 時 30 分より、広域連合事務室において、私と近藤監査委員の両名で行いました。

審査にあたっては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、広域連合長から提出された、「歳入歳出決算書」、「歳入歳出事項別明細書」、「実質収支に関する調書及び財産に関する調書」が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤

りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。意見としましては、次のとおり提出をいたしました。

お手元の決算審査意見書の最終 8 ページにございますが、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものである。近年、増加傾向にあることから、市町村の負担軽減を図る意味でも経常経費の節減に取り組まれない。

一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費に対しては、ジェネリック医薬品の利用促進や生活習慣病対策、データヘルスの積極的推進等を市町村と連携しながら継続していくことにより、その抑制に努められたい。

また、負担区分の変更等で生じた医療費の返納金については、増加傾向にあることから公平・公正性を保つ意味でも、組織体制の整備等、更なる取組み強化を図られたい。

今後、ますます高齢化が進み、医療費が増加していく中で、国民皆保険をいかにして持続させていくかが重要な課題となっているが、後期高齢者医療制度も平成 30 年度から施行される「国民健康保険の都道府県化」の動向により、大きな影響を受ける事が予想されるため、国や県、市町村と連携を深め、社会情勢や医療費の動向を注視する中で、後期高齢者に対する適切な医療給付を行うとともに、適切かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。以上の意見を提出いたしました。

●議長(谷垣喜一君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、認定第 1 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。一番下が合計欄になります。歳入合計であります。予算現額 4 億 9,612 万 1 千円に対し、調定額、収入済額いずれも 4 億 9,597 万 843 円です。主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費等に充てる、市町村からの事務経費の負担金、並びに前年度からの繰入金であります。

次に 8 ページ、9 ページをご覧ください。歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額 4 億 9,612 万 1 千円に対し、支出済額 4 億 7,499 万 2,954 円、不用額は 2,112 万 8,046 円となっております。主な内容は、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の借上げ料及び特別会計への繰出金であります。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、2,097 万 7,889 円となっております。

以上、概要につきましてご説明させていただきました。なお、詳細につきましては、飯室次長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、概要についてご説明いたします。

お手元の資料 2 の「歳入歳出決算書」の 2 ページをお願いいたします。まず、歳入に

ついてであります。一番下の項目、歳入合計欄をお願いします。予算現額 4 億 9,612 万 1 千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、4 億 9,597 万 843 円となっております。予算現額と収入済額との比較であります。収入済額が 15 万 157 円下回っており、予算現額に対する執行率は 99.96%であります。

主な内容は、1 款「分担金及び負担金」4 億 7,998 万 1,844 円は、職員の人件費及び維持管理等の運営の為の経費を、広域連合を構成しております 27 市町村から納入していただいております。

6 款「繰越金」1,570 万 6,745 円は、前年度からの繰越金です。

次に、歳出をご説明いたします。3 ページをお願いいたします。一番下の項目、歳出合計、予算現額 4 億 9,612 万 1 千円に対しまして、支出済額 4 億 7,499 万 2,954 円、不用額は 2,112 万 8,046 円となっております。

主な支出、2 款「総務費」1 億 6,425 万 1,894 円、この主なものとしましては、当広域連合の派遣職員 20 名の人件費を、派遣元の市町村への交付金として、1 億 3,538 万 4,901 円を支出しております。

3 款「民生費」2 億 9,602 万 2,931 円は、特別会計へ繰出金であります。

なお、一般会計の予算現額に対する執行率は、95.74%となっております。

また、収入済額から支出済額を差し引いた 歳入歳出差引額は、2,097 万 7,889 円となっております。

引き続きまして、資料 2「歳入歳出決算」の詳細を事項別明細書により、主な歳入歳出についてご説明をいたします。

6 ページ、7 ページをお願いします。それではまず、歳入につきましては、それぞれの調定額と収入済額は、同額となっております。

1 款「分担金及び負担金」は、4 億 7,998 万 1,844 円の収入となっております。内容といたしましては、事務費共通経費負担金として、構成 27 市町村から 4 億 7,890 万 5 千円。広域連合専用のシステム端末の追加設備分として 9 市町村から 107 万 6,844 円の収入となっております。

4 款「財産収入」15 万 9,323 円につきましては、財政調整基金及び臨時特例基金の利息分であります。

6 款「繰越金」1,570 万 6,745 円は、前年度からの繰越金であります。

7 款「諸収入」の主な歳入は、普通預金利子の 12 万 2,911 円であります。

以上、歳入合計、予算現額 4 億 9,612 万 1 千円に対しまして、調定額・収入済額ともに、4 億 9,597 万 843 円 となっております。

次に、歳出についてご説明をいたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

1 款「議会費」は、113 万 1,806 円となっております。平成 27 年度は、定例会を 2 回、臨時議会を 1 回開催し、主な支出は、議員 27 名の報酬であります。

次に、2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」の支出は、1 億 6,394 万 9,582 円となっております。この一般管理費につきましては、主な節でご説明をいたします。なお、備考欄には、主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。

3 節「職員手当等」495 万 1,815 円は、派遣職員 19 名の通勤手当に 405 万 100 円、同じく派遣職員 10 名の 超過勤務手当 69 万 2,915 円を支出しております。

11 節「需用費」155 万 5,733 円は、事務用品等の消耗品に 67 万 4,471 円、事務所の電気料に 75 万 4,731 円を支出しております。

12 節「役務費」89 万 4,631 円は、通信運搬費として 36 万 5,625 円、公用車 2 台の自動車損害保険料に 5 万 1,920 円を支出しております。

続いて 9 ページになります。

13 節「委託料」608 万 886 円は、財務会計システム及びグループウェア委託料に 516 万 6,720 円、条例等整備委託料に、88 万 3,440 円を支出しております。

14 節「使用料及び賃借料」1,431 万 1,366 円は、車輛借上料に 61 万 6,309 円、内部情報系パソコン及びサーバーリース料に 377 万 5,087 円、広域連合事務所等不動産借上に 913 万 3,260 円、コピー機賃借料 2 台分に 78 万 6,710 円を支出しております。

18 節「備品購入費」52 万 5,918 円は防災備蓄品等の整備に支出しております。

19 節「負担金、補助及び交付金」1 億 3,544 万 4,901 円は、広域連合の派遣職員 20 名の給与等を、派遣元の市町村に支出しております。

2 目「公平委員会費」1 万 6,332 円につきましては、公平委員 2 名分の報酬及び費用弁償であります。

2 項「選挙費」3 万 3,588 円につきましては、選挙管理委員 4 名分の報酬及び費用弁償であります。

3 項「監査委員費」25 万 2,392 円につきましては、監査委員 2 名分の報酬及び費用弁償であります。

次に、3 款「民生費」2 億 9,602 万 2,931 円は、共通経費分として特別会計へ、繰り出してあります。共通経費の内容であります。電算システム委託料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費等であります。

不要額の 1,072 万 2,069 円につきましては、主に、一般管理費の需用費の減と医療費通知、高額療養費等を周知するための郵送料の通信運搬費が減ったことが主な要因であります。

10 ページをお願いします。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」の支出済額は、1,345 万 5,239 円となっております。この支出は、財政調整基金への積立金です。

2 目「臨時特例基金費」13 万 1,084 円につきましては、臨時特例基金利子の積立金であります。

5 款「予備費」は、使用しておりません。

以上、歳出合計予算現額 4 億 9,612 万 1 千円に対し、支出済額 4 億 7,499 万 2,954 円、不要額 2,112 万 8,046 円となっております。以上が、事項別明細書による説明でございます。

引き続き、一般会計の実質収支に関する 調書であります。

12 ページをお願いします。歳入総額 4 億 9,597 万円、歳出総額 4 億 7,499 万 3 千円、歳入歳出差引額 2,097 万 7 千円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は、2,097 万 7 千円となっております。

以上が、平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容であります。

引き続き、31 ページからの財産に関する調書の説明をさせていただきます。内容につきましては、32 ページ、33 ページをお願いいたします。1「公有財産」は、ありません。

2「物品」であります。レセプト保管用平行移動書庫一式につきましては、前年度末からの異動はありません。

3「債権」は、ありません。

4「基金」であります。(1)財政調整基金は、前年度末現在高 5,763 万 6 千円、決算年度中増減高は 1,345 万 5 千円の増、決算年度末現在高 7,109 万 1 千円となっております。

(2)臨時特例基金は、前年度末現在高 4 億 4,966 万円、決算年度中増減高は 4 億 4,966 万円の減、臨時特例基金の解散により保険給付費等に充当し、決算年度末現在高は 0 円

となっております。

(3)給付基金は、前年度末残高 11 億 8,899 万 7 千円、決算年度中増減高は 2 億 2,019 万 4 千円の増、決算年度末現在高 14 億 919 万 1 千円となっております。

以上が財産に関する調書であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、認定第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第 1 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員であります。よって認定第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

【日程第 9 認定第 2 号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、認定第 2 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 坂本事務局長。

○**事務局長(坂本敏己君)** それでは、認定第 2 号「平成 27 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。最初に、歳入についてご説明させていただきます。

お手元の議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。一番下の合計欄をご覧ください。歳入合計であります。予算現額 983 億 5,064 万 1 千円に対し、調定額は 995 億 8,604 万 6,829 円、収入済額は 995 億 7,866 万 3,673 円であります。

なお、収入未済額の 722 万 2,060 円は、被保険者の所得更正等に伴う、負担区分変更による医療費返還金等の未納分であります。歳入の主なもの、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金及び現役世代からの支援金であります。

次に 14 ページ、15 ページをご覧ください。歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額 983 億 5,064 万 1 千円に対し、支出済額 975 億 9,937 万 3,737 円、不用額は 7 億 5,126 万 7,263 円となっております。主な内容は、被保険者に対する、入院、外来、調剤、歯科等の医療給付費用であります。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、19 億 7,928 万 9,936 円となっております。

以上、概要につきましてご説明させていただきました。なお、詳細につきましては、鈴木業務課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 鈴木業務課長。

○**業務課長(鈴木享君)** 歳入歳出の詳細につきましては、別冊の資料 2「歳入歳出決算書」の事項別明細書で説明いたします。決算書の 13 ページからが特別会計になります。

事項別明細書の 18 ページをご覧ください。主に、款項目、収入済額の欄で説明いたします。

1 款「市町村支出金」は、医療の給付に係る市町村の負担金であり、収入済額は、153 億 1,631 万 2,471 円であります。

1 項「市町村負担金」1 目「保険料等負担金」58 億 3,396 万 3,522 円は、医療給付費の 1/10 に当たる、各市町村で収納した保険料相当額であり、2 目「療養給付費負担金」75 億 233 万 1,598 円は、医療給付費の 1/12 に当たる市町村が負担すべき定率負担分です。

あります。

3目「保険基盤安定負担金」19億8,001万7,351円は、保険料の均等割軽減相当額を補填する地方が分担する負担金であり、県が3/4、市町村が1/4を負担するもので、県の負担金は、一旦市町村で受け入れ、市町村分と合わせた額を広域連合で受け入れたものであります。

次の2款「国庫支出金」は、医療の給付や保険料軽減の補填等に係る国の負担金、補助金及び交付金で、収入済額は340億9,133万8,188円であります。

1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」241億459万6,639円は、医療給付費の3/12に当たる、国が負担すべき定率負担分であります。

2目「高額医療費負担金」3億1,489万963円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の1/4を国が負担するものであります。

2項「国庫補助金」1目「調整交付金」は、各広域連合間の財政力の不均衡を調整するためのもので、医療給付費の概ね1/12を目途として交付されます。収入済額は、90億9,313万8千円であります。

19ページをご覧ください。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、各種事業に対する国庫補助金で、収入済額は、2,159万982円であります。

1節「健康診査事業補助金」1,416万2千円は、健康診査費用のうち、補助基準額の1/3以内で補助されるものであります。

2節「医療費適正化等推進事業補助金」429万4千円は、重複・頻回受診者等への訪問指導、後発医薬品の使用促進等の普及啓発事業に係る国の補助金であります。

3節「特別高額医療費共同事業補助金」313万4,982円は、レセプト1件400万円を超える、著しく高額な医療費について、200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対する国の補助金であります。

3目「円滑運営臨時特例交付金」5億5,658万1,604円は、低所得者の保険料軽減措置として、7割軽減世帯を9割と8.5割軽減すること、それから所得が一定以下の被保険者の所得割を、5割軽減する措置に対する補填として交付されたものであります。

4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金の免除、保険料の減免額に対して、国から補助金が交付されたもので、対象者は0人でありました。

10目「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」54万円は、制度導入に必要な業務システムの番号対応部分に対して、国から補助金が交付されたものであります。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は、78億6,518万6,879円であります。

1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」75億1,944万5,916円は、療養給付費の1/12に当たる、県が負担すべき定率負担分であります。

2目「高額医療費負担金」3億1,489万963円は、国と同様にレセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の1/4を県が負担するものであります。

2項「財政安定化基金支出金」は、予定以上の保険料の未納又は給付費の増加による財源不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金であります。平成27年度の交付はありませんでした。

20ページをご覧ください。

3項「県補助金」1目「後期高齢者保健事業費補助金」3,085万円は、国と同様に県から補助された健康診査費用の補助金であります。市町村が実施した健康診査費用のう

ち、補助基準額の 1/3 が補助されたものであります。

4 款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の 4/10 相当額に当たり、収入済額は 385 億 1,980 万 3,469 円であります。この交付金は支払基金が、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれの広域連合に交付するものであります。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1 件 400 万円を超える高額なレセプトのうち、200 万円を超える部分について、全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ、交付されたものであります。収入済額は 1,448 万 5,314 円であります。

6 款「財産収入」は、後期高齢者医療給付基金からの運用収益となる利子であり、この基金に積み立てられるものであります。収入済額は、58 万 9,754 円であります。

21 ページになりますが、7 款「繰入金」は、一般会計と各基金からの繰入金であり、収入済額は 4 億 3,978 万 633 円であります。

1 項「一般会計繰入金」は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金で収入済額は、2 億 9,602 万 2,931 円であります。

2 項「基金繰入金」は、低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減措置の補填である国庫補助金を積み立てた臨時特例基金と、保険料の不足又は医療給付費の増加に対応するため、過年度における剰余金を積み立てた後期高齢者医療給付基金からの繰入金であります。収入済額につきましては、1 目「臨時特例基金繰入金」が、1 億 4,375 万 7,702 円、2 目「後期高齢者医療給付基金繰入金」は、必要がなかったためありませんでした。

8 款「繰越金」は、平成 26 年度からの繰越金であり、収入済額は、31 億 9,357 万 9,173 円あります。この中には、平成 26 年度に国・県から概算で交付された分の精算による返還金、22 億 74 万 7,256 円が含まれております。

9 款「県財政安定化基金借入金」は、保険料が予定の収納率を下回ったり、予想以上に給付費が膨らむことによる、財政不足を補うため県に設置してある基金ですが、平成 27 年度におきましては、基金からの借入等はありませんでした。

22 ページをご覧ください。

10 款「諸収入」の収入済額は、1 億 3,758 万 7,792 円あります。

1 項「延滞金、加算金及び過料」1 目「延滞金」30 万 2,954 円は、保険料の延滞金であります。

2 目「過料」と 3 目「加算金」は、ありません。

2 項「預金利子」306 万 1,065 円は、銀行口座の預金利子であります。

3 項「雑入」1 目「第三者納付金」1 億 2,068 万 586 円は、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費について、加害者からの納付金であります。収入未済額が、1 万 3,483 円ありますが、一人の方に分納をしていただいております。

2 目「返納金」は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う、医療給付費の返還金であります。収入済額は 1,354 万 3,187 円、不納欠損額は 16 万 1,096 円、収入未済額は 720 万 8,577 円あります。

1 節「現年度分」の収入済額 1,207 万 1,324 円、収入未済額 209 万 1,132 円は、備考欄記載のとおりであります。

2 節「過年度分」の収入済額 147 万 1,863 円、不納欠損額 16 万 1,096 円、収入未済額 511 万 7,445 円となります。不納欠損額は、医療費返納金のうち、高齢で財力が乏しく財産もなく、5 年の債権の時効を迎えたものであります。未納の方につきましては、分納誓約を締結し納付してもらう他、訪問徴収も行っております。

3 目「雑入」は、ありませんでした。以上が歳入であります。

次に、歳出の決算について説明いたします。事項別明細書の 23 ページをご覧ください

い。

1 款「総務費」は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は 3 億 984 万 3,118 円です。

1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」であります。なお、この目の備考欄に主な節の支出項目が記載してありますので、参照してください。

1 節「報酬」、3 節「職員手当等」、4 節「共済費」、それと 7 節「賃金」につきましては、3 人の臨時職員と 2 人の嘱託職員に係る人件費であります。

8 節「報償費」と 9 節「旅費」につきましては、懇話会委員の報酬と費用弁償、職員の旅費であります。

11 節「需用費」966 万 6,191 円は、消耗品関係と医療費通知の印刷等の印刷製本の費用であります。

12 節「役務費」4,014 万 766 円は、医療費通知等の郵送料通信運搬費と療養費の審査等の国保連合会への手数料であります。

24 ページをご覧ください。

13 節「委託料」の主な内容は、広域連合のシステム委託料、レセプトの資格確認等の国保連合会委託料、標準システム運用保守委託料等、備考欄に記載のとおりですが、支出済額は、2 億 2,500 万 5,531 円です。

14 節「使用料及び賃借料」2,411 万 9,945 円は、各会議等の会場使用料並びに広域連合と各市町村に設置してありますサーバと端末器のリース料であります。

18 節「備品購入費」58 万 2,530 円は、電算処理システム用ノートパソコン 1 台分及び保守業務と標準システムデータ保守 NAS 等及びウィルス対策セキュリティメモリの購入費用であります。

2 款「保険給付費」は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は、945 億 4,188 万 4,382 円です。

1 項「療養諸費」1 目「療養給付費」888 億 4,308 万 2,748 円は、入院、外来、歯科等の給付費用であります。

25 ページをご覧ください。

2 目「訪問看護療養費」2 億 6,610 万 6,714 円は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用であります。

3 目「特別療養費」は、資格証明書の交付を受けている被保険者からの請求による給付ですが、支出はありません。

4 目「移送費」は、医療機関で治療を受けている被保険者が、医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用ですが、支出はありません。

5 目「審査支払手数料」2 億 7,146 万 1,820 円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用であります。1 件 82 円で、331 万 510 件でありました。

6 目「療養費」10 億 5,815 万 8,721 円は、補装具、柔道整復等の費用給付であります。

2 項「高額療養諸費」1 目「高額療養費」36 億 7,615 万 7,031 円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定めた自己負担限度額を超えたものについて、支給するものであります。

2 目「高額介護合算療養費」6,941 万 7,348 円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額の 1 年間の合計額が、一定の負担額を超えたものについて支給するものであります。

26 ページをご覧ください。

3 項「その他医療給付費」1 目「葬祭費、3 億 5,750 万円は、被保険者の死亡に対し

葬祭を行った方に、5万円を支給するものであります。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件400万円を超える特に高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための事業への拠出金で、支出済額は1,092万2,541円であります。

1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,085万7,691円は、事業に対する拠出金であり、2目「特別高額医療費共同事業事務費拠出金」6万4,850円は、国保中央会が行う事業の事務経費に対する拠出金であります。

5款「保健事業費」は、健康の保持増進のために必要な事業を行うために実施した費用で、支出済額は1億1,863万7千円であります。

1項「健康増進事業費」1目「健康診査費」6,170万円は、市町村が実施した健康診査に対する補助金であります。

2目「その他健康保持増進費」5,693万7千円は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村で実施した人間ドック受診事業への補助金であります。これらの事業には、国からの特別調整交付金が充てられております。

27ページをご覧ください。

6款「基金積立金」は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、用途別に設置されている2つの基金に、それぞれ基金条例に基づき積み立てるものであります。

1項「基金積立金」1目「臨時特例基金積立金」は、国から保険料軽減の財源として交付された、円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てるものであります。平成27年度末をもって基金解散となっており、27年度の積み立てはありませんでした。

2目「後期高齢者医療給付基金積立金」4億23万4千円は、著しい保険料の不足や医療給付の増加に対応するため、前年度剰余金を積み立てたものであります。基金の27年度末残高は、14億919万1,686円となっております。

7款「公債費」は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はありません。

8款「諸支出金」は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金であり、支出済額は、22億1,785万2,696円であります。

1項「償還金及び還付加算金」1目「保険料還付金」1,692万8,640円は、過年度に徴収した保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。

2目「償還金」22億74万7,256円は、平成26年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。

28ページをご覧ください。

3目「還付加算金」17万6,800円は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を市町村に支出したものであります。

9款「予備費」の支出はありませんでした。以上が歳出であります。

最後に、実質収支に関する調書について、30ページにありますのでご覧ください。歳入総額995億7,866万3千円に対しまして、歳出総額は、975億9,937万4千円となり、差引額は19億7,928万9千円となりました。実質収支額は、差引額の19億7,928万9千円であります。

以上が、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容であります。よろしくお願いたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、認定第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 12番川口議員。

○12番川口信子君 歳出の方ですけれども、合計の不用額が7億5千何百万ですね。

そのうちの療養給付費が6億何千万となっていますけど、この内容について伺いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) 川口議員さんのご質問について、ご説明いたします。歳出の保険給付費の療養給付費の金額についてということですが、保険給付費が約7億3千万、療養給付費は約6億2千万不用額があるわけですが、この費用は一月に約75億円かかる費用でございまして、この金額がだいたい三日分くらいしか残らない金額となっております。仮にインフルエンザやウイルス性の病気が発生いたしますと、一気に使ってしまうような金額であります。そういうことで、このくらいないと怖い部分もありますので、元々の金額が大きいので、大きく見えてしまうのですが、給付費に関して言いますと、およそ三日分の費用ということで、ご理解いただきたいと思っております。

●議長(谷垣喜一君) 川口議員よろしいでしょうか。他にございせんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございせんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号「平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(谷垣喜一君) 挙手全員であります。よって認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第10 議案第10号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第10議案第10号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、議案第10号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,097万6千円を増額し、それぞれ4億9,342万1千円とするものであります。

18ページをご覧ください。歳入でございまして、6款「繰越金」において、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れるものであります。

隣の19ページをご覧ください。歳出でございまして、3款「民生費」は、マイナンバー制度に係るシステム整備費の補助金活用による、特別会計への事務費繰り出し金の減額であります。

4款「諸支出金」は、地方財政法の規定により、前年度余剰金を基金に積み立てるものであります。

以上でございまして、詳細につきましては、飯室次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 飯室事務局次長。

○事務局次長(飯室隆人君) それでは、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書 17 ページをお開きください。平成 28 年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,097 万 6 千円を増額し、それぞれ 4 億 9,342 万 1 千円とするものです。内容につきましては、別冊資料 4「予算説明書」で、ご説明いたします。

予算説明書の 6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入、6 款「繰越金」1 項「繰越金」1 目「繰越金」を 2,097 万 6 千円増額し、2,097 万 7 千円とするものです。これは、平成 27 年度の決算による剰余金が 2,097 万 7 千円となるため、これを予算に反映したものです。

次に歳出についてご説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」を 56 万 8 千円減額し、2 億 9,417 万円とするものです。これはマイナンバーシステム整備費の補助金の活用による特別会計への事務費繰り出し金の特別会計への繰り出し金の減額です。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」を 2,154 万 4 千円増額し、2,157 万 8 千円とするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 10 号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員であります。よって議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 11 議案第 11 号】

●**議長(谷垣喜一君)** 次に、日程第 11 議案第 11 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」について」を議題とします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(谷垣喜一君)** 坂本事務局長。

○**事務局長(坂本敏己君)** それでは、議案第 11 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」についてご説明させていただきます。

議案書の 21 ページをご覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 16 億 3,894 万 1 千円を増額し、それぞれ 989 億 4,312 万円とするものでございます。

22 ページをご覧ください。歳入でございますが、2 款「国庫支出金」は、前年度の高額医療費交付決定額に対し、実績額が上回ったため、その不足分の負担金追加交付分と、マイナンバー制度に伴うシステム機材等の整備費の増額であります。

次に、3 款「県支出金」は、2 款「国庫支出金」の高額医療費と同じく、不足分を県が負担金を追加交付するものであります。

4 款「支払基金交付金」は、前年度分精算に伴う、今年度交付金の相殺による減額であります。

次に、7 款「繰入金」は、財源が社会保障・税番号制度システム整備費へ変わったことによる減額及び、4 款「支払基金交付金」の相殺による基金からの繰り入れ増額であります。

最後に、8 款「繰越金」は、前年度の決算により生じた剰余金を繰越金として受け入

れた増額であります。

隣の、23 ページをご覧ください。歳出でございますが、1 款「総務費」は、マイナンバー制度に伴うシステム機材等の整備費の増額であります。

次に、2 款「保険給付費」は、支払基金交付金の減額に伴い、繰越金を充当する財源更正であります。

次に、8 款「諸支出金」は、国・県交付金の前年度分の精算によります、返還分の増額であります。

以上でございますが、詳細につきましては、鈴木業務課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木亨君) それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

資料 4「補正予算説明書」の 16 ページ、17 ページをご覧ください。

歳入ですが、2 款「国庫支出金」1 項「国庫負担金」2 目「高額医療費負担金」につきましては、2,978 万 9 千円を増額するものであります。これは、前年度の高額医療費負担金交付決定額に対し、実績額が上回ったため、不足額として追加交付されるものとなります。

2 款「国庫支出金」2 項「国庫補助金」10 目「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」につきましては、96 万 6 千円を増額となります。これは、通称マイナンバー制度に伴う、情報連携パソコンやセキュリティ機材の購入、外部と未接続の専用回線等の工事費となります。

3 款「県支出金」1 項「県負担金」2 目「高額医療費負担金」につきましては、2,978 万 9 千円を増額するものであります。これは、先に説明しました国庫負担金と同じく、前年度の高額医療費負担金交付決定額に対し、実績額が上回ったため、不足額として追加交付されるものとなります。交付額及び実績額は国と同額のため、補正額も同額となります。

4 款「支払基金交付金」1 項「支払基金交付金」1 目「後期高齢者交付金」につきましては、4 億 1,117 万 6 千円を減額するものであります。これは、負担対象額の 4/10 に当たる現役世代からの支援金ですが、精算により、前年度概算交付されていたものに返還金が生じたので、本年度の交付金で相殺するものであります。

7 款「繰入金」1 項「一般会計繰入金」1 目「一般会計繰入金」の 56 万 8 千円の減額は、当初の財源が社会保障・税番号制度システム整備費補助金へ変わったことによる減額となります。

次の 18 ページ、19 ページをご覧ください。

7 款「繰入金」2 項「基金繰入金」2 目「後期高齢者給付基金繰入金」の 1,085 万 3 千円を増額につきましては、先ほど説明しました、4 款「支払基金交付金」の相殺により、保険料負担金に不足が生じるため、基金からの繰り入れ増額となります。

最後に、8 款「繰越金」1 項「繰越金」1 目「繰越金」は、平成 27 年度の繰越金が確定しましたので、19 億 7,928 万 8 千円を増額するものであります。

つづいて、歳出であります。20 ページ、21 ページをご覧ください。

1 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」の 39 万 8 千円を増額は、マイナンバー制度に伴う情報連携パソコンやセキュリティ機材の購入、外部と未接続の専用回線等の工事費となります。

2 款「保険給付費」1 項「療養諸費」につきましては、1 目「療養給付費」から 22 ページの 6 目「療養費」まで、すべて財源更生であります。支払基金交付金の減額に伴い、繰越金を充当するものであります。

2 款「保険給付費」2 項「高額療養諸費」1 目「高額療養費」と 2 目「高額介護合算療養費」につきましても、同様の財源更生であります。

8 款「諸支出金」1 項「償還金及び還付加算金」2 目「償還金」の 16 億 3,854 万 3 千円につきましては、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金等を、精算により返還するものであります。そこには記載がありませんが、このうち、国に返還する額が 16 億 2,142 万 9,270 円、県が 1,711 万 4,306 円であります。

以上が、平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)の内容であります。よろしくお願いたします。

●**議長(谷垣喜一君)** 事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第 11 号の質疑を行います。質疑はございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(谷垣喜一君)** 挙手全員であります。よって議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●**議長(谷垣喜一君)** お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(谷垣喜一君)** ご異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●**議長(谷垣喜一君)** 以上を持って、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、平成 28 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 30 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 谷 垣 喜 一

署名議員 岡 野 淳

署名議員 渡 邊 政 司